

平成26年度第1回京都市スポーツ施設指定管理者選定委員会 摘録

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 平成26年7月31日（木） 午前10時～午前11時20分   |
| 場 所 | 京都市役所 F会議室   |
| 出席者 | 【委 員】赤川委員，木村委員，二宮委員，藤井委員，吉川委員<br>（五十音順）<br>【京都市】松田市民スポーツ振興室長，平松スポーツ企画課長，安田施設担当課長<br>【傍聴者】14名 |

1 各委員紹介

2 京都市あいさつ（松田市民スポーツ振興室長）

3 京都市スポーツ施設の概要について  
資料2に沿って説明。特段の質疑等なし。

4 京都市のスポーツ施設の管理運営の現状について  
資料3に沿って説明。特段の質疑等なし。

5 議題

（1）選定委員会の運営について

公開・非公開の取扱い，定足数及び議決の取扱いについて，特段の質疑なし。  
委員互選により二宮委員を委員長に選出。  
二宮委員長が木村委員を副委員長に指名。

（2）次期指定管理者募集に係る基本的な考え方及び募集要項案について

ア 次期指定管理者募集に係る基本的な考え方について

資料4に沿い，指定管理区分案，利用料金制の導入，現行の運用からの変更点等について説明。

二宮委員長） 利用料金制導入のメリット・デメリットについてご説明願いたい。

事務局 ） 利用料金制は施設利用料が指定管理者の収入となるため，指定管理者にとっては経営努力次第で収入が増加するというインセンティブが働き，サービス面の向上や利用促進につながることを期待できる。一方で，使用料金制の場合は，施設使用料は本市の収入となり，指定管理者には確実に指定管理料が入ってくるが，利用料金制では施設利用料収入の見込額をあらかじめ差し引いた額を指定管理料として指定管理者に支払うことになる。そのため，指定管理者にとっ

ては施設の利用状況によっては収入が減ってしまうリスクがある。  
赤川委員) 「利用料金収入等の一部還元制度」は新たな取組か。納入比率は指定管理者から提案を受けるとのことだが、応募のときに提案を受けるのか。

事務局) 今回から新たに導入したいと考えているものであり、納入比率は提出書類に記載する形で提案を受けることになる。

赤川委員) 各施設において利益は出ているのか。

事務局) 利益が出ているのは一部施設に限られる。一方で施設改修が課題となっていることから財源確保策として創設したい。

赤川委員) 消耗的な性質を有する修繕等については、100万円の上限を設けないという理解でよいか。どのようなものを想定しているのか。

事務局) そのとおり。具体的には、テニスコートの人工芝の張替や夜間照明用電球の交換などを想定している。

#### イ 募集要項案について 資料5に沿って説明。

赤川委員) 審査に当たっては各応募者の収支計画等を確認することになるが、現指定管理者の決算書や各施設の過年度の収支状況は選定委員にも開示されるのか。

事務局) 開示する。

赤川委員) 応募者の決算資料については、選定委員は確認できるのか。

事務局) 確認できる。

木村委員) 募集要項18ページ以降の「指定管理者が行う業務内容及びその基準」は指定管理区分ごとに作成されるということか。

事務局) 16区分ごとに作成する。

二宮委員長) 8ページ「選定基準及び審査項目」は前回と同じとのことであるが、前回の審査において問題等はなかったのか。

事務局) 前回において特に支障なく審査を行っており、妥当性の高い審査項目であると認識している。

吉川委員) 区分変更を踏まえ、審査項目の変更の必要はないか。

事務局) 区分変更は審査項目に影響ないと考えている。

赤川委員) 指定管理区分を細分化した理由は何か。

事務局) 原則として個々の施設ごとに指定管理者を指定とするという本市の指定管理者制度運用基本指針を踏まえつつ、施設の採算見通しや管理運営上の効率性、地域ごとの近接性といった視点で組み合わせを行った結果、現状の10区分から16区分に変更するものである。

藤井委員) 市内の地域体育館では照明や体育館アリーナのラインの消耗など、施設管理者に改善を要望してもなかなか対応されないことが多い。この点についての市の認識はどうか。

事務局) 今回の募集から、消耗的な性質を有する修繕等については指定管理

者が対応することを明記する。そのため、一義的には指定管理者の対応となるが、本市としても市民利用に当たっての安全対策や利便性等の視点から責任を持って指導監督を行う。また、指定管理区分の細分化により個々の施設の対応がよりきめ細やかとなることも期待できる。

藤井委員) 指定管理者には、利用者の視点に立って速やかな対応が求められる。市民からすれば、有料で借りている施設であり、施設利用に関して満足している面もあるが、不満に感じている点があることも留意する必要がある。

事務局 ) 審査項目において施設管理に関するコスト面だけでなく、公の施設であるという観点から市民サービス向上の取組等についても配点している。選定委員にはそうした観点も踏まえて審査いただければありがたい。

赤川委員) 施設を利用される市民の声は我々委員には届かない。応募者の提案だけでなく、そうした声を聞く方法はないか。

事務局 ) お示しできるような苦情等の声があればお示ししたい。

二宮委員長) 直営施設について指定管理者制度を導入しない理由は何か。

事務局 ) 無料施設や地元優先利用施設など他施設と異なる特殊事情があるため、指定管理者制度に馴染みにくく、直営による管理運営を継続することとしたい。

二宮委員長) 委員の皆様からいろいろな御意見をいただいたが、まとめに入らせていただく。

今回からの変更点として、利用料金制の導入ということが今回の大きな変更の一つであるが、指定管理者にとっても大きなメリットがあり、妥当であると考え。選定基準及び審査項目については前回は踏まえて、妥当性の高い審査基準であるということで、問題ないと考え。指定管理区分については採算性の取れる施設と取れない施設を組み合わせられており、採算性の取れる施設だけでなく採算性の取れない施設でもサービス面の改善が図られることを期待する。

以上、特別な修正点等はないと思うので、募集要項案については事務局案のとおり承認するというところでよいか。

(異議なし)

二宮委員長) それでは第1回はこれで終了するが、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いする。

事務局 ) 本日も議論いただいた方針に沿って区分ごとに募集要項を作成し、申請書類等と併せて近日中に公表する。その後8月中旬を目途に応募者からの質疑を受け、8月末までに本市から回答を行ったのち、応募の受付を行う。応募の受付期間終了後、9月中旬に次回の選定委員会を開催し、応募書類の審査、応募者のプレゼンテーションを

実施する。10月上旬を目途に第3回委員会を開催し、指定候補者を選定したい。応募者が多数の場合は、第3回委員会においてもプレゼンテーション審査を行う場合がある。10月中に本市と指定候補者との間で指定管理に関する仮協定を締結のうえ、11月中旬に開会される11月市会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出し議決を経る予定である。

次回の選定委員会は少し間が開くが、9月中旬に開催する方向で調整させていただきたい。

長時間にわたりご議論いただき、ありがとうございました。

二宮委員長) それでは本日はこれで終了です。ありがとうございました。